

事 務 連 絡

平成 29 年 12 月 15 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当課長 殿  
（上記、各地方整備局経由）  
市町村下水道担当課長 殿  
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

**圧力管渠（露出部）における緊急点検の実施及び  
圧力管渠における流出防止対策の実施状況の報告について（依頼）**

今年度は、圧力管渠（特に露出部）における破損等により、未処理下水が公共用水域や道路等に流出する事故が全国で数多く発生しております。

つきましては、各地方公共団体が管理する圧力管渠（露出部のみ）について、別紙のとおり緊急点検を実施し、その実施状況等の報告をお願いいたします。

また、平成 29 年 1 月 17 日付事務連絡「圧力管渠の破損による未処理下水の流出防止対策について」において対応をお願いした「圧力管渠の破損による未処理下水の流出防止対策の実施状況」についても、併せてフォローアップ調査を実施しますので、別紙のとおり報告をお願いいたします。

なお、圧力管渠（露出部）における緊急点検にあたっては、安全管理を徹底した上で実施していただくようお願いいたします。

## 1. 圧力管渠（露出部）における緊急点検の実施

- (1) 調査対象：平成28年8月29日付事務連絡「圧送管が破損した場合の対策に関する調書の作成について（依頼）」で各地方公共団体から回答頂いた圧力管渠（露出部のみ）について目視調査が可能な部分

※処理場・ポンプ場内の圧力管渠は対象外

- (2) 点検方法：目視調査（異常の有無を確認）
- (3) 実施期限：平成30年1月31日（近年3年間で調査を実施している場合については、それをもって実施済としても可）
- (4) 提出様式：実施状況を調査表に記入し提出
- (5) 提出期限：各地方整備局等より別途通知
- (6) 提出先：下記担当者（各地方整備局経由）
- (7) 問い合わせ先：各地方整備局 下水道担当部署のほか

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 大貫  
(TEL:03-5253-8430、E-mail: ohnuki-y2zk@mlit.go.jp)

## 2. 圧力管渠における流出防止対策の実施状況の報告

- (1) 調査対象：平成28年8月29日付事務連絡「圧送管が破損した場合の対策に関する調書の作成について（依頼）」で各地方公共団体から回答頂いた圧力管渠

※各地方公共団体へは平成29年1月17日付事務連絡「圧力管渠の破損による未処理下水の流出防止対策について」において流出防止対策の実施を依頼

- (2) 記入内容：平成30年3月末時点における流出防止対策の実施状況（実施見込み含む）
- (3) 提出様式：実施状況を調査表に記入し提出
- (4) 提出期限：各地方整備局等より別途通知
- (5) 提出先：下記担当者（各地方整備局経由）
- (6) 問い合わせ先：各地方整備局 下水道担当部署のほか

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 大貫  
(TEL:03-5253-8430、E-mail: ohnuki-y2zk@mlit.go.jp)